

ソフィア稲毛緑化協定

第 1 条 (目 的)

この協定は、私達マンション内を緑化することにより、マンション内の美観風致を向上し、緑豊かな安らぎある場所となし、子供達に自然を愛する心を持てるような環境とすることを目的とします。

第 2 条 (名 称)

この協定は、ソフィア稲毛緑化協定（以下「協定」という。）といいます。

第 3 条 (協定の締結)

この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号・以下「法律」という。）第20条の規定に基づいて締結するものとします。

第 4 条 (協定区域)

協定の対象となる区域は、別紙図面に表示するソフィア稲毛管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地全域とします。

第 5 条 (協定の効力)

この協定は、法による認可を千葉市長から受た日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することとなったときから効力が発生することになり、このとき以降においても新たに協定区域内の土地所有者となった者に対しても、その効力が及ぶものとします。

第 6 条 (緑化に関する事項)

- 1) 第1条の目的を達成する為、植える木等について次の通り決めます。
- 2) 植える木の種類と場所

植える木は、協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境と馴染むよう、適する樹種を次のものから選び植栽するものとします。

(1) 花、又は葉を楽しむ木

桜・椿・さざんか・こぶし・はなみずき・もくせい・れんぎょう
つつじ・さつき・いちょう・じんちょうげ・あじさい・こぶし・
もくれん・きんもくせい・ゆきやなぎ・しもつけ・きんしばい・
たいさんぼく・びょうやなぎ・うつぎ・あせび・ぼけ・等

(2) 鳥が寄ってくる木、又は実のなる木

もっこく・うめもどき・なんてん・ざくろ・いちじく・にしきぎ
つげ・なんきんはぜ・やまもも・あおき・ひさかき・かき・等

(3) 景観をよくする木

けやき・くすのき・まてばしい・かいずかいぶき・くろがねもち
しらかし・えのき・ひいらぎ・いすのき・等

(4) その他

マンション入口の一画に、自由に楽しめる花壇のある庭園を作り
くつろぎの場とし、小さな林を育てることとします。

第 7 条 (植栽樹木の保護及管理)

- 1) 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならないものとします。
- 2) 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとします。
- 3) 植栽した樹木が、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として、移植するものとして、枯損した場合には、補植するものとします。

第 8 条 (協定の有効期間)

協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとします。

第 9 条 (協定の変更及び廃止)

- 1) 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者全員の合意により、法による許可を受けるものとします。

- 2) 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による許可を受けるものとします。

第 10 条 (所有者等の譲渡等)

この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするものとします。

第 11 条 (協定に違反したとき)

故意または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採しもしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは現状に回復することを求める事ができる。

違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者に代って此を行ない、要した費用は違反者の負担とします。

第 12 条 (協定書の保管)

この協定書は、管理組合の代表が保管し、各協定者はその写を保有するものとします。

昭和 年 月 日

以 上 本 協 定 に 同 意 し ま す 。

住所

氏名

㊟